8　2,450 MHzを超え10,500 MHz以下	［1～5　略］ 6　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 ［(1)・(2)　略］ ［7　略］	［略］
［9　略］		

［注　略］

別表第二号（第6条関係）

［第1～第29　略］

第30　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［1～5　略］

［第31～第65　略］

第66　11GHz帯又は15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1　チャネル間隔が5 MHzのもの　5 MHz
2　チャネル間隔が10MHzのもの　9.5MHz
3　チャネル間隔が20MHzのもの　18.5MHz
4　［略］
5　［略］
6　チャネル間隔が80MHzのもの　72.5MHz

［第67～第73　略］

別表第三号（第7条関係）

［1～28　略］

29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(8)　略］

［30～61　略］

8　［同左］	［1～5　同左］ 6　小電力データ通信システムの無線局 ［(1)・(2)　同左］ ［7　同左］	［同左］
［9　同左］		

［注　同左］

別表第二号（第6条関係）

［第1～第29　同左］

第30　小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［1～5　同左］

［第31～第65　同左］

第66　［同左］

［新設］
［新設］
［新設］
1　［同左］
2　［同左］
［新設］

［第67～第73　同左］

別表第三号（第7条関係）

［1～28　同左］

29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(8)　同左］

［30～61　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～七十二　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～七十二　同上］